

① 阿波市の認定(1・2・3号)を受けて保育施設を利用している方

令和元年10月より、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）に通う3歳児クラス（4月1日時点で満3歳を迎えている子ども）から5歳児クラスの子どもたち及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が無償化されます。
 ※時間外・延長保育料、バス使用料、行事費、給食費（3～5歳児）は無償化の対象外です。

